

議案第38号

所沢市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例制定について

所沢市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

三ヶ島工業団地周辺地区が工業地域に指定されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

所沢市工場立地法地域準則条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改め、同条の表都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域の項中「準工業地域」の次に「、工業地域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。